

## 宇治市宣伝大使使用取扱要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、宇治市宣伝大使のデザイン及び名称の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要項において、宇治市宣伝大使とは、別図の基本デザイン及び市長が別に定めるその展開デザインのことをいい、名称は「ちはや姫」とする。

### (使用の許可申請)

第3条 宇治市宣伝大使を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ宇治市宣伝大使使用申請書（別記様式第1号（非営利用）又は第1号の2（営利用））に次の各号の必要書類を添えて、宇治市長（以下「市長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) キャラクターの利用状況がわかる完成見本等

(2) 申請者の概要がわかる書類等

(3) 市税に関する納税証明書（営利目的の場合のみ。ただし、市が市税の納付状況の調査を行うことについて同意する場合は省略可。）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長の許可を要しない。

(1) 国又は地方公共団体及びこれに準ずる団体がその業務の目的で使用する場合。

(2) 新聞、テレビ、ラジオ及び雑誌等報道関係機関が報道及び広報の目的で使用する場合。

(3) その他市長が特に認めたとき。

### (資格要件)

第4条 第3条の使用申請者のうち営利目的で利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は使用を許可しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種

(2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業

(3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に関する業種

(4) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種

(5) 興信所、探偵事務所

(6) 占い、運勢判断に関する業種

(7) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種

(8) ギャンブルに関する業種や事業者

(9) 結婚相談所、交際紹介業等の業種

(10) 社会問題を起こしている業種や事業者

(11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者

(12) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する通信販売又は訪問販売を行う事業者（特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加入している事業者、及び、会社の概要及び商品カタログ等を検討し、本市が妥当と判断したものを除く。ただし、通信販売に関する広告を掲載する場合には同法第11条に規定する表示事項はすべて表示すること。）

(13) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者

(14) 各種法令に違反している事業者

(15) 民事再生法又は会社更生法による再生・更生手続き中で、再生・更生計画について認可決定されていない事業者

(16) 過去5カ年に公的機関・行政機関から悪質な行為などにより、指名停止を受けた事業者

(17) 納付すべき市税を滞納している事業者

(18) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(19) その他、妥当でないと市長が認める事業者

（使用の許可等）

第5条 市長は、第3条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を許可するものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 不当な利益を得ることを目的として使用すると認められるとき。

(4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(5) 宇治市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。

(6) その他市長が使用について不相当と認めたとき。

2 市長は前項の規定による申請を許可するときは、申請者に宇治市宣伝大使使用許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、使用を許可することが不適切と認めるときは、宇治市宣伝大使使用不許可書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用許可の期間）

第6条 宇治市宣伝大使の使用許可の期間は、使用を許可した日から起算して1年以内とする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続き宇治市宣伝大使を使用しようとするときは、新たに第3条の許可を受けなければならない。

（使用料）

第7条 宇治市宣伝大使の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 宇治市宣伝大使の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用許可を他に譲渡し又は転貸しないこと。
- (3) 定められた形状、色等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。ただし、市長が特に認めた場合は、その限りでない。
- (4) 宇治市宣伝大使のイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 宇治市宣伝大使の下部等適切な位置に「宇治市宣伝大使「ちはや姫」」、「ちはや姫」又は「ちはやひめ」と表示すること。ただし、スペース等の関係で表示が難しい場合は、「©宇治市」又は「©Uji City」の表示をもって代えることができる。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。
- (6) 当該使用に係る完成物件を速やかに提出すること。ただし、完成物件の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができる。

(許可内容の変更等)

第9条 使用者が許可された内容を変更しようとするときは、宇治市宣伝大使使用変更申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき、変更を許可することが適当と認めたときは、宇治市宣伝大使使用変更許可書（別記様式第5号）を申請者に交付するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により審査の結果、変更を許可しないときは、宇治市宣伝大使使用変更不許可書（別記様式第6号）を申請者に交付するものとする。
- 4 第2項の許可については、第5条の規定に準ずるものとする。

(使用許可の取消し)

第10条 市長は、当該使用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可を取り消すものとする。使用者は、使用許可が取り消された場合、使用取り消しの日から使用することはできないものとする。

- (1) この要項又は許可内容に違反していると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。
- (3) その他宇治市宣伝大使の利用継続が不適當であると認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用の許可を取り消したときは、その使用者に宇治市宣伝大使使用許可取消書（別記様式第7号）により通知するものとする。
- 3 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 市長は、許可を取り消された者に対して使用物件等の回収等の措置を求めることができる。

(責任の制限)

第 11 条 前条の規定により宇治市宣伝大使の使用許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 使用者が宇治市宣伝大使のデザインの使用について、第三者との間に、権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに市長に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決を図るものとする。

3 使用者が、宇治市宣伝大使の使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、宇治市は損害賠償、損失補償の責めを負わない。

(権利の設定等の禁止)

第 12 条 使用者は、宇治市宣伝大使について、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

(補則)

第 13 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 31 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。